

実務対応報告18号改正案、公表議決—IASB—

去る5月24日、企業会計基準委員会は第385回企業会計基準委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

実務対応報告18号改正案の公表議決

実務対応報告公開草案「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について、これまでの議論を踏まえ、次のような修正等が加えられた。

実務対応報告の公表及び改正の経緯

平成30年改正

平成18年の本実務対応報告の公表から平成30年改正の本実務対応報告(以下「平成30年改正実務対応報告」という。)の検討時点までの間に、新規に公表又は改正された国際財務報告基準及び米国財務会計基準を対象に、修正項目として追加する項目の有無について検討を行った。

審議においては、「本実務対応報告の考え方」に記載されている我が国との会計基準に共通する考え方と乖離するか否かの観点や実務上の実行可能性の観点に加えて、子会社における取引の発生

可能性や子会社において発生する取引の連結財務諸表全体に与える重要性の観点等から検討を行い、その結果、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他に包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整を修正項目として追加することとした。

い旨を明記すべきという意見をもとに、修正された文案が次のように示された。

(IFRS16号のエンドースメント手続における総合的な評価)

32 以上、各論点では、我が国の市場関係者の懸念を中心に、当該懸念に対するIASBの対応を整理した。これらに示されるように、IFRS第16号においては、我が国の市場関係者からすべてのリースに係る資産及び負債の認識に関して、必ずしも情報提供の便益が高いとは言えない多くの企業に実務上の負担がある形に修正された。

象外となる基準として、IFRS16号「リース」、17号「保険契約」、米国財務会計基準2016-02「リース」が示された。また、傍線部の表現が実務対応報告18号の修正項目のタイトルにあわせて修正された。

示された文案につき、出席委員全員の賛成をもって公表議決された。

IFRS16号「リース」のエンドースメント手続について、前回の親委員会(2018年6月1日号(No.1513)から引き続き、議論が行われた。

前回出された、実務上の負担が便益に見合わない懸念がある報告の考え方」に記載されている我が国との会計基準に共通する考え方と乖離するか否かの観点や実務上の実行可能性の観点に加えて、子会社における取引の発生

き我が国固有の論点を見出すことは難しいものと考えられ、また、これまで「削除又は修正」を行った項目ほどの重要性はないものと考えられ、「削除又は修正」を行わずに受入可能と判断した。

専門委員からは、後半の傍線部について、「EUが受け入れたはないので、EUの文言を外して文章を見直す」との回答が取れた。

専門委員からは、後半の傍線部について、「EUが受け入れたはないので、EUの文言を外して文章を見直す」との回答が取れた。

IAS8号改訂の公開草案について、コメント検討

IASB、IFRS適用課題対応専門委員会

去る5月21日、企業会計基準委員会は第21回IFRS適用課題対応専門委員会を開催した。

今回、IASBが3月に公表した公開草案「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬の改訂案」(以下、「本草案」といって)についてのコメント対応等が議論された。

IASBは、IFRS解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更を促進するため、変更の廻及適用の閾値を下げる(実務上不可能である範囲に加えて、企業にとって当該変更の期間固有の影響または累積的影響

の懸念が議論された結果、特段の見直しの動きがない旨が示された。

専門委員からは、後半の傍線部について、「EUが受け入れたはないので、EUの文言を外して文章を見直す」との回答が取れた。

専門委員からは、後半の傍線部について、「EUが受け入れたはないので、EUの文言を外して文章を見直す」との回答が取れた。

IASB事務局は本草案について、会計方針を任意に変更した際に廻及適用が予想される便益とコストに関するガイダンスは示されたものの、両者を比較するためのガイダンスが不十分であり、コストが便益を上回ることを立証するのは困難である

との考え方を示した。

そのうえで、便法としてIAS 8号を修正してアジェンダ決定による会計方針の変更について特別の取扱いを認めるのであれば、アジェンダ決定により生じた会計方針の変更について、一律に適用を要しないとしたほうが、運用が容易で企業間の比較可能性も担保される結果となるのではないか、との考えも示した。

変更の適用時期

アジェンダ決定には強制力がないため、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更については経過措置を定めていない。そのため、状況によつては問題が生じる可能性がある。

ASBJ事務局は、アジェンダ決定による変更の適用時期の問題を解決するため、IFRS基準本文における明確な要項事項での対応が必要であり、IAS 8号本文での修正が必要である、との考え方を示した。

そのうえで、変更の適用時期のばらつき等の問題を一定程度抑制するためには、公開草案の背景に記載されている変型アプローチ(「アジェンダ決定による変更は、遅くとも翌事業年度の期首までに行なえばよい」)のような規定が必要との考え方を示した。

コメントの方向性

ASBJ事務局は、本草案は便益とコストの闘争が機能するについての懸念があること、アジェンダ決定により生じる変更の適用時期の問題解決にはならないのではないかという懸念があるため、IASBの提案に反対の立場を示している。

そのうえで、本草案で提案された方向性を尊重し、IAS 8号の修正を通してアジェンダ決定に対し特別の取扱いを認めることを示す。

会計方針の変更に対する適用を要しないものとし、アジェンダ決定により生じる変更の適用の時期については前記の変型アプローチのような規定を設けることを提案し、そのような明確な便法として公開草案の提案を位置づけないのである。IAS 8号の修正は行わず、現行のままとしたほうがよいのではないか、との旨をコメントする考え方を示した。

本草案に対して反対を示すASBJ事務局に対し、多くの専門委員から疑問の声が聞かれた。また、「反対を表明するのではなく、変更の適用時期等の提案をしっかりと議論し、コメントするべきだ」との意見もあり、今後、コメント内容などについて再検討を行う予定である。

先日、5年間使ったスマートフォンに寿命が訪れたので、ようやく機種変更をしました。それをきっかけに、スマートフォンに音楽をダウンロードすることを覚えました。現時点では2000曲入っていますが、およそCD200枚分が小さな電子機器の中に入っているかと思うと、時代の変化に対する驚きを隠せません。

それらの音楽のなかで最近夢中になつて聞いているのがジャマイカのレゲエバンドの曲です。残念ながら筆者にリズム感はないですが、それでもついついズムに乗つて踊つてしましますし、不思議と気持ちも高揚します。レゲエのおかげで、嫌いだった家事も少し楽しくなるという変化が起きています。

ジャマイカといえば、もう20年ほど前になるのですが、ある学術学会で「ジャマイカ療法」を紹介している先生がいらっしゃいました。その先生のお名前は失念してしまいましたが、「ジャマイカ療法」という名称があまりにも印象深く、記憶に残っています。「ジャマイカ療法」とは、責任感が強すぎる人や完璧主義傾向の強い人に「じゃ、ま、いつか」と繰り返し言つてもらおうと、レゲエと同じように、リズ

ミカルに「じゃ、ま、いつか」と口にすること、「自分で何もか」と自分を許してあげています。

「ジャマイカ療法」は、かなり遊び心のある名称ですが、筆者もカウンセラーとして「ま、いつか」という言葉の大切さを知っているので、共感できる手話です。相談者の方の問題が解決されるプロセスにおいて、

そして、「ま、いつか」と自分に言つてあげるための準備段階として次の3つのことが大切です。それは、①自分の好きなことをやること、②「今、ここ」の瞬間を心から楽しむこと、③頑張ついても、頑張つていなくても包み込むようにそばにいてくれる人と共に過ごすこと、の3つです。

つまり、「ま、いつか」と言えるための土壤を作つて、勇気を出して「ま、いつか」と繰り返し言つてみる。そのとき、今まであなたをとらえていたもの、縛つていたものから解放され、少し気持ちが楽になるでしょう。そんなにうまくいくはずがないと思い込んでいる方は、まづ言つてみませんか。「ま、いつか」と言つて気持ちを静めていきます。最近以前のように頑張れて

いない、頑張る気力がなくなつてきたとき、「ま、いつか」と自分を許してあげています。

「ま、いつか」と自分を許してあげて、今までの自分を認めてあげて、今の自分にOKを出してあげる(Let it be)ための優しい言葉です。



私たち、日常生活のなかでなかなか「ま、いつか」と言えていないのではないかでしょう。上司、同僚、部下、親、配偶者、子どものことなどで、思いどおりにならなくてイライラしてしまうとき、「ま、いつか」と言つて気持ちを静めていきます。最近以前のように頑張れて

時価の定義・ガイダンスに関する会計基準等、文案示される—ASB J、金融商品専門委員会

去る5月15日、企業会計基準委員会は第127回金融商品専門委員会を開催した。

日本基準を国際的に整合的なものとするための取組みとして、時価の定義・ガイダンスに関する会計基準等について、公開案を公表する場合の文案を示しつつ検討された。

文案作成の前提として、次の方針が示された。

(1) 公開草案の様式、構成、論点を議論するために、会計基準案・適用指針案の本文(結論の背景、設例は含めない)について、文案の形で示し、検討する。
 なお、時価に関する開示については、今後、企業会計基準適用指針19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の改正案にて別途検討を予定している。
 (2) 「公正価値」の用語を用いず、「時価」の用語を用いる。
 (3) 金融商品およびトレーディング目的で保有する棚卸資産に関するものについて、IFRS13号「公正価値測定」の

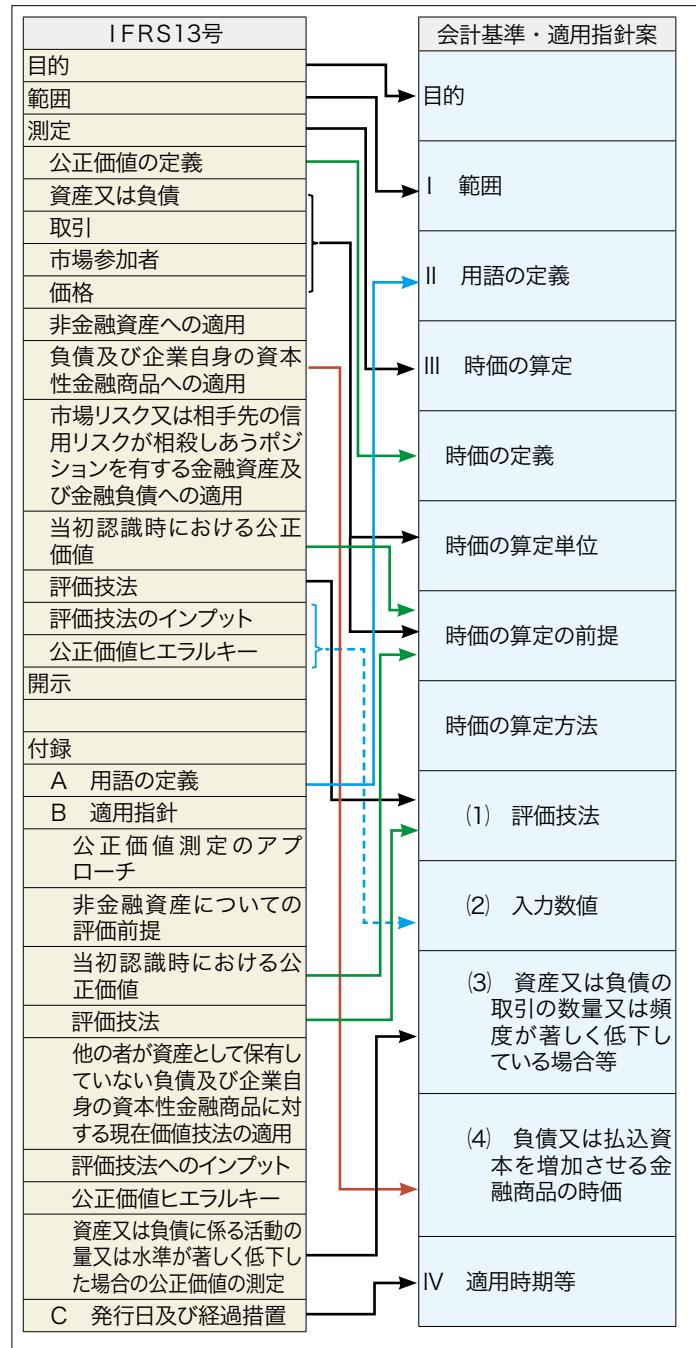
内容をすべて取り入れる(非金融商品(不動産等)および非金融負債に関する記載は含めない)。

(4) 実務に配慮するための条項は、含めていない。

この方針をもとにIFRS13号と比較した図表のような項目案が示された。

また、専門委員から、今回の基準の範囲のなかに仮想通貨が含まれないことについて質問があり、事務局からは「3月公表の実務対応報告38号のなかで議論されたばかりであり、今段階では範囲から外している」との回答があった。

(図表) 文案および関連する論点の検討



経理用語の豆知識



保証業務

監査およびレビュー業務以外の保証業務を保証業務といふ。保証業務とは、適合する規準によって主題を測定または評価した結果である主題情報に信頼性を付与すること目的として、業務実施者が、十分かつ適切な証拠を入手し、想定利用者に対して、主題情報に関する結論を報告する業務をいふ。

保証業務は、①合理的保証業務または限定的保証業務と、②主題情報の提示を受ける保証業務または直接報告による保証業務に分類される。

限定的保証業務で得られる保証水準は合理的保証業務で得られる保証水準よりも低い。このため、業務実施者が限定的保証業務において実施する手続の種類、時期および範囲は合理的保証業務に比べ限定される。

保証業務以外の業務には、合意された手続業務および財務情報または財務諸表の作成・編集の受託業務、関与先の代弁者となる業務(納税申告書の作成等の税務業務)、依頼者のためだけに実施するコンサルティング業務等がある。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日付 | 法規等 | 出所 | 備考 | 掲載号 |
|------------|----------------------------|-------|---|-----|
| 2018年5月14日 | 内部通報制度に関する認証制度の導入について(報告書) | 消費者庁 | 「消費者基本計画」に基づき開催された「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」最終報告および「消費者基本計画工程表」を受けて、事業者の内部通報制度の実効性の向上を図るため、認証制度の導入に係る事項を検討したもの。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/research/study/review_meeting_001/ | — |
| 2018年5月18日 | 「統合報告書・ESG対話フォーラム」報告資料 | 経済産業省 | 2017年12月に立ち上げた「統合報告・ESG対話フォーラム」について、これまでの議論を整理し、今後のアクションを記したもの。 http://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180518001/20180518001.html | — |

米朝首脳会談中止による市場への影響

金融

6月12日にシンガポールで開催されることが予定されていたアメリカと北朝鮮の首脳会談が中止されることになった。これは、米東部時間の5月24日に、ホワイトハウス公式ウェブサイト上で発表された。発表直後は一時的にNYダウが前日比約300ドル近く急落し、ドル/円相場も前日比で約2円下落、108円台を付ける動きをみせた。

ただ米朝会談中止の可能性は、おむね市場で織り込みつつあつたリスクだ。今回現実のものとなつたため、リスクオフの動きを強める要因が1つ増えたことになる。今回の米朝会談中止が決まる直前まで、市場では米小売売上高が幅広い項目で増加したことを背景に、長期金利が3%台を超えてなお上昇傾向をみせ、為替市場ではドル/円相場が111円台まで上昇するなど、アメリカ経済の好調な動きを反映する相場動向が続いていた。

しかし今後は、長期金利上昇にいったんは歯止めが掛かり、日米金利差拡大を背景に続いていた直近のドル買いポジション

を手仕舞う動き、すなわち円高要因が強まりそうだ。ただし、米長期金利の上昇傾向が収束したわけではない。アメ

リカ経済の好調と原油価格の上昇圧力は依然として残っているからだ。原油価格の動向については、北朝鮮と同様に地政学リスクとなつていて、イランの核合意からのアメリカの離脱問題がある。核プログラムの放棄やシリア内戦からの撤退といったアメリカの要求を受け入れなけ

れば、強い制裁措置を行うことを明確にしているため、北朝鮮と同様のリスク要因だ。そして、欧州と中国は、イランの制裁に必ずしも全面的に協力しているわけではなく、さらにその中国はアメリカと貿易をめぐる駆け引きの最中である。

他方で、米FRBによる利上げとドル高の影響で、アルゼンチン、トルコ、マレーシア、ベネズエラ等の新興国市場の不安が高まっている要因もある。そのため、米長期国債への資金流入を通じて、目先は長期金利上昇を抑制することになりそうだ。

予断を許さない。

さらに株式市場に影響を与えるのが、トランプ大統領のアメリカ・ファースト政策である。5月には世界を相手に貿易紛争、貿易摩擦を繰り広げ、世界の株価下落を導いた。友好国・同盟国の日本に対しても容赦なく、重要産業である鉄鋼や自動車の関税引上げを公表し、日本を困惑させている。

国際政治ではイランの核合意から離脱、米以外の先進大国との協調に公然と反旗をひるがえした。さらに複雑な中東情勢の混迷を加速させるようなイスラエルの米大使館のエルサレム移転を強行した。

さらに日本にとって地政学的情勢が想定以上に動いたり、イベントが加わり、その評価によって株価が上下する。経済指標が想定以上に動いたり、イベントが文字通りサプライズであれば、株価の変動幅は大きくなる。

アメリカの政策金利(短期金利)について、米FRBはすでに3月に1度利上げを実施した

が、現在少なくとも年内にあと2回は利上げ(合計年3回)をする姿勢を示している。これが予

り、経済力の弱い新興国の通

アメリカ・ファースト全開

証券

米株式市場は底流に金利上昇と景気の強弱との綱引き状態があり、そこに日々の経済指標、イベントが加わり、その評価によって株価が上下する。経済指標が想定以上に動いたり、イベントが文字通りサプライズであれば、株価の変動幅は大きくなる。

アメリカの政策金利(短期金利)について、米FRBはすでに3月に1度利上げを実施したが、現在少なくとも年内にあと2回は利上げ(合計年3回)をする姿勢を示している。これが予

り、経済力の弱い新興国の中止が筆頭である北朝鮮情勢

では、米朝首脳会談の中止があ

る。北朝鮮が普通の国家になり、市場経済の仲間になるという期待は消え、世界の株式市場には失望が走った。もつとも中止発表の直後ではこの問題の影響の評価が困難なためか、各国とも

株価そのものの打撃は大きくなかった。しかし、株価への影響はこれからが本番だ。

FRBは米景気の強さに自信を示し、連続的な利上げの実施に意欲的だ。しかし、長期金利は4月末からほぼ3%で推移するようになっており、景気への影響が出るとされる水準に達してきた。

また、これまでの米金利の引上げによって、新興国からアメリカへ資金流入が目立ってきており、経済力の弱い新興国の中止が筆頭である北朝鮮情勢では、米朝首脳会談の中止があ

る。北朝鮮が普通の国家になり、市場経済の仲間になるという期待は消え、世界の株式市場には失望が走った。もつとも中止発表の直後ではこの問題の影響の評価が困難なためか、各国とも

株価そのものの打撃は大きくなかった。しかし、株価への影響はこれからが本番だ。

FRBは米景気の強さに自信を示し、連続的な利上げの実施に意欲的だ。しかし、長期金利は4月末からほぼ3%で推移す

るようになっており、景気への影響が出るとされる水準に達して

きた。

リスクの筆頭である北朝鮮情勢では、米朝首脳会談の中止があ

る。北朝鮮が普通の国家になり、市場経済の仲間になるという期待は消え、世界の株式市場には失望が走った。もつとも中止発表の直後ではこの問題の影響の評価が困難なためか、各国とも

株価そのものの打撃は大きくなかった。しかし、株価への影響はこれからが本番だ。

FRBは米景気の強さに自信を示し、連続的な利上げの実施に意欲的だ。しかし、長期金利は4月末からほぼ3%で推移す

るようになっており、景気への影響が出るとされる水準に達して

きた。